

特定疾患医療受給者 各位

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定疾患医療受給者証の更新申請について

特定疾患医療受給者証については、毎年度、更新申請の手続きが必要となっているところですが、**令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特定疾患医療受給者証の有効期間を1年間延長することとしました。**

つきましては、**今年度の更新手続き（書類の提出）は必要ありません**のでお知らせいたします。

なお、住所や健康保険証に**変更があった場合は、別途お手続きが必要**となりますので、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 特定疾患医療受給者証の取扱いについて

特定疾患医療受給者証については、**現在お持ちの受給者証で令和2年10月1日から令和3年9月30日まで引き続き使用可能**です。

有効期限の終期については、以下のとおり延長されます。

（現在）令和2年9月30日 → （延長後）令和3年9月30日

令和2年10月1日以降も**現在お持ちの受給者証をそのまま使用**してください。

2 変更申請について

現在お持ちの**受給者証に記載されている事項に変更がある場合は、下記のとおり変更届等の書類の提出**が必要です。

書類の提出は、お近くの保健所にご持参頂くか、または郵送で提出をお願いします。

※お問合せ先及び提出先は同封の別紙1（保健所窓口のご案内）を御確認ください。

(1) 住所が変更になったとき

- ・ **特定疾患医療受給者証記載事項等変更届**（同封の様式を御活用ください）
- ・ **住所が確認できる書類**
（例：住民票（患者本人分）、または、
健康保険証で住所が確認できる場合は健康保険証の写し）

(2) 健康保険証が変更になったとき

- ・ **特定疾患医療受給者証記載事項等変更届**（同封の様式を御活用ください）
- ・ **健康保険証の写し**
- ・ **限度額適用認定証の写し**（お持ちの場合のみ）
- ・ **同意書**（同封の様式をご活用ください。）